二　土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先

氏名又は名称	連絡先
環境大臣	福島県福島市栄町一―三十五　福島キャピタルフロントビル七階　環境省東北地方環境事務所福島環境再生事務所放射能汚染対策課 電話番号　〇二四（五七三）七三三〇

三　土壌等の除染等の措置の実施予定月　平成二十六年二月

四　意見書の提出　第一号の表の上欄に掲げる所在地に係る同表中欄に掲げる土地等に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者（次号において「関係人」という。）は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（次号において「法」という。）第三十条第五項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、第二号の表の上欄に掲げる者に対し、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第四十条に定めるところにより、第一号の表の下欄に掲げる土壌等の除染等の措置の内容その他の事項についての意見書を提出することができる。

五　関係人のみなし同意　前号に規定する期間が経過する日までの間に、関係人から異議がある旨の同号の意見書の提出がなかったときは、第一号の表に係る土壌等の除染等の措置を実施することについて法第三十条第二項の同意があったものとみなす。

○近畿地方整備局告示第二百三十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年十月三十一日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　登録番号

近畿地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社京都確認検査機構

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	野原　耕三、村田　綾子、勝田　康二、八木佐希也、赤尾　正樹
変更後	―

(2)　変更年月日

平成二十五年十月十五日

○九州地方整備局告示第百九十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月三十一日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	宮崎県児湯郡高鍋町大字持田字家床前二五七八番一から同町大字持田字羽坂三〇三四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

供用開始の期日　平成二十五年十月三十一日

○九州地方整備局告示第百九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月三十一日

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十号及び四百四十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
串間市大字西方字一本松六五八七番三から同市大字西方字中島六七一五番一まで	前	一一・一三～一一・五六メートル	〇〇・一六五キロメートル
	後	一一・五七～三〇・六〇メートル	〇〇・一六五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十月三十一日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　久留米都市計画道路事業三・四・十六号久留米駅南町線

三　事業施行期間　自平成二十五年十月三十一日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　福岡県久留米市西町字中田、字鞍打の三、字鞍打の二、字牟田及び字南畑の二地内

使用の部分　福岡県久留米市西町字鞍打の二及び字牟田地内

○北海道開発局告示第百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月三十一日

北海道開発局長　澤田　和宏

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
北海道余市郡仁木町南町八丁目三七番地先から同町南町八丁目四一番地先まで	前	三〇・八四～三二・〇六メートル	〇〇・〇〇四キロメートル
	後	三〇・八四～三二・二二メートル	〇〇・〇〇四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十八号及び三百三十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長	備考
釧路市大楽毛二三七番一から同市北大通五丁目四番まで	前	A　一九・三五～一三・七七メートル B・C・D・E　三一・五〇～七七・〇〇メートル	九四・〇〇キロメートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一九・三五～一三・七七メートル B・C・D・E　三一・五〇～七七・〇〇メートル	九四・〇〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部